# 栃木県高圧ガス製造施設等保安検査実施要領

高圧ガス保安法(昭和 26 年法律第 204 号)第 35 条及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和 42 年法律第 149 号)(以下「液化石油ガス法」という。)第 37 条の6の規定に基づき栃木県(以下「県」という。)が実施する保安検査は、高圧ガス保安法一般高圧ガス保安規則、液化石油ガス保安規則、コンビナート等保安規則、冷凍保安規則、液化石油ガス法施行規則及び保安検査の方法を定める告示」(以下「告示」という。)に定めるもののほか、本要領の定めるところによる。

#### 第1 事前の措置

- 1 保安検査対象全項目について事前検査を実施し、その検査記録を保存すること。 なお、圧力計、安全装置(安全弁等(保安検査対象にならない年は除く。))、ガス漏え い検知警報設備、散水装置、緊急スイッチ等については、正常に稼働する状態にしてお くこと。
- 2 保安検査実施中は、原則としてガス漏えい検知警報設備等保安上必要なもの以外の高 圧ガス製造設備を停止させることとし、事前にそのための措置を充分講じておくこと。
- 3 高圧ガス保安法一般高圧ガス保安規則、液化石油ガス保安規則及びコンビナート等保 安規則の適用事業所において実施する定期自主検査は、原則として保安検査日の1月前 までに実施すること。

# 第2 保安検査

- 1 製造事業所における保安係員及び保安監督者等並びに充塡事業者における充塡作業員 (以下「保安係員等」という。) は、保安検査の全行程に立ち会うこと。
- 2 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度は、次により確認すること。
  - (1) 原則として「告示」に従い確認すること。
  - (2) 貯槽の開放検査を実施するときの県の立会いは、次のとおりとする。
    - ① 高圧ガス保安協会の認定を受けた高圧ガスプラント認定検査事業者及び液化石油 ガスタンクローリ認定検査事業者が実施する場合にあっては、県が必要と認めたとき 以外は立ち会わないこととする。
    - ② ①の検査事業者以外の者が実施する場合は、原則として全て立ち会うこととする。
  - (3) 貯槽の開放検査は、次により実施すること。
    - ① 貯槽内部に入るときは、ガス検知器、酸素濃度計等で充分に安全を確認すること。
    - ② 作業中は、換気を充分に行うこと。
    - ③ 作業中は、必ず外部に連絡員を常駐させること。
  - (4) 貯槽及び貯槽以外の高圧ガス設備(動機器を除く。)の開放検査の周期は、「告示」によること。
  - (5) 動機器 (ポンプ及び圧縮機等の回転機器) の開放検査の周期は、「告示」に従い、事業所ごとに明確に決定すること。

- 3 気密試験は、次により実施すること。
  - (1) 「告示」に従い、高圧ガス設備(貯槽を除く。以下同じ。)を開放した場合は、原則 として、当該高圧ガス設備の常用の圧力以上の圧力で危険性のない気体(窒素等)を 用いて気密試験を行うこと。
  - (2) 高圧ガス設備を開放しない場合は、当該高圧ガス設備の運転状態の圧力で、運転状態の高圧ガス又は危険性のない気体を用いて気密試験を行うこと。
  - (3) 貯槽 (二重殻真空断熱式構造のものを除く。) は、開放検査時には常用の圧力で気密 試験を行い、それ以外のときには貯槽内の圧力で漏えい試験を行うこと。

なお、貯槽の加圧は、徐々に行い途中で異常のないことを入念に確認すること。

- (4) 貯槽 (二重殻真空断熱構造のものに限る。) は、第1-1に規定する事前検査により 異常がないことを確認し、かつ、その旨を検査報告書等にて保安検査実施日までに記 録を整備したときには、気密試験に代え貯槽内の圧力で行う漏えい試験とすることが できる。
- (5) 開放検査以外のときの気密試験は、貯槽元弁を閉じて行うこと。
- (6) ガススタンドのディスペンサーの気密試験は、上部の計量指針パネル板等を外して 行うこと。
- 4 緊急遮断装置は、次により実施すること。
  - (1) 作動試験は、遠隔操作で行うこと。
  - (2) 装置の操作は、保安係員等が行うこと。
- 5 ガス漏えい検知警報設備は、次により実施すること。
  - (1) 試験用のガスの濃度は警報設定値の1.6倍とし、正確な濃度計によって計測を行い、試験用バッグ等により濃度変化が起こらないようにすること。
  - (2) 作動試験は、保安電力で行うこと。ただし、外部警報部が保安電力で作動しない場合は、県の指示によるものとする。
- 6 散水装置等は、次により実施すること。
  - (1) 作動試験は、遠隔操作で行うこと。
  - (2) 装置の操作は、保安係員等が行うこと。
  - (3) 作動試験は、保安電力(保安電力を保有する場合に限る。) で行うこと。
- 7 安全装置は、次により実施すること。
  - (1) 安全弁の作動機能については、事前に調整しておくこと。保安検査当日には、原則 として1プラントにつき1個以上県が確認することとする。なお、確認する安全弁は、 保安検査当日に県が指示するものとする。
  - (2) 安全弁の吹始め、吹止まり圧力の確認は、紙をフランジに密着させる等の適切な方法で行うこと。
- 8 その他保安検査に必要な事項が生じたときは、その都度県の指示により行うものとする。

### 第3 その他

- 1 保安検査申請書は、保安検査日の1月前までに提出すること。申請書は原則として持 参するものとし、やむを得ない場合は、事前に栃木県収入証紙を貼付して書留又は簡易 書留で郵送することにより提出できるものとする。
- 2 事前検査の記録、高圧ガス設備の開放検査の履歴については事前に関係書類を充分整備し、保安検査当日、県が確認できる状態にしておくこと。
- 3 保安検査時における不備事項については、速やかに改善し、別紙様式1により保安検 査終了後1月以内に県に報告すること。

### 附則

- この細則は、平成6年4月1日から施行する。
- この細則は、平成9年4月1日から施行する。
- この細則は、平成10年4月1日から施行する。
- この細則は、平成13年4月1日から施行する。
- この細則は、平成14年4月1日から施行する。
- この細則は、平成18年4月1日から施行する。
- この細則は、平成19年4月1日から施行する。
- この細則は、平成22年4月1日から施行する。
- この細則は、平成23年4月1日から施行する。
- この細則は、平成25年4月1日から施行する。
- この要領は、平成31(2019)年3月1日から施行する。